

今通常国会に提出済みの法案

○ 森林バンク法案 (P1)

林業成長産業化と森林資源管理を実現するため、
農地バンクに準ずる森林管理スキーム（森林バンク）を構築し、

- ・ 経済ベースでの林業の成長産業化を促進。
- ・ 経済ベースにのらない森林については、市町村が公的管理。

○ 食品流通構造改革法案 (P10)

- ・ 卸売市場を含めて、食品流通の合理化（物流の効率化、ITの活用など）を推進。
- ・ 卸売市場に関する法規制については、多様化する食品流通の実態を踏まえて、大幅に緩和。

○ 農地法改正法案 (P11)

- ・ 地面をコンクリートで固めた農業用ハウスの設置について、転用許可を不要とし、農地とみなす。
- ・ 相続未登記農地等について、固定資産税を負担している相続人が、簡易な手続で農地バンクヘリースできるようにする。

○ 土地改良法改正法案 (P12)

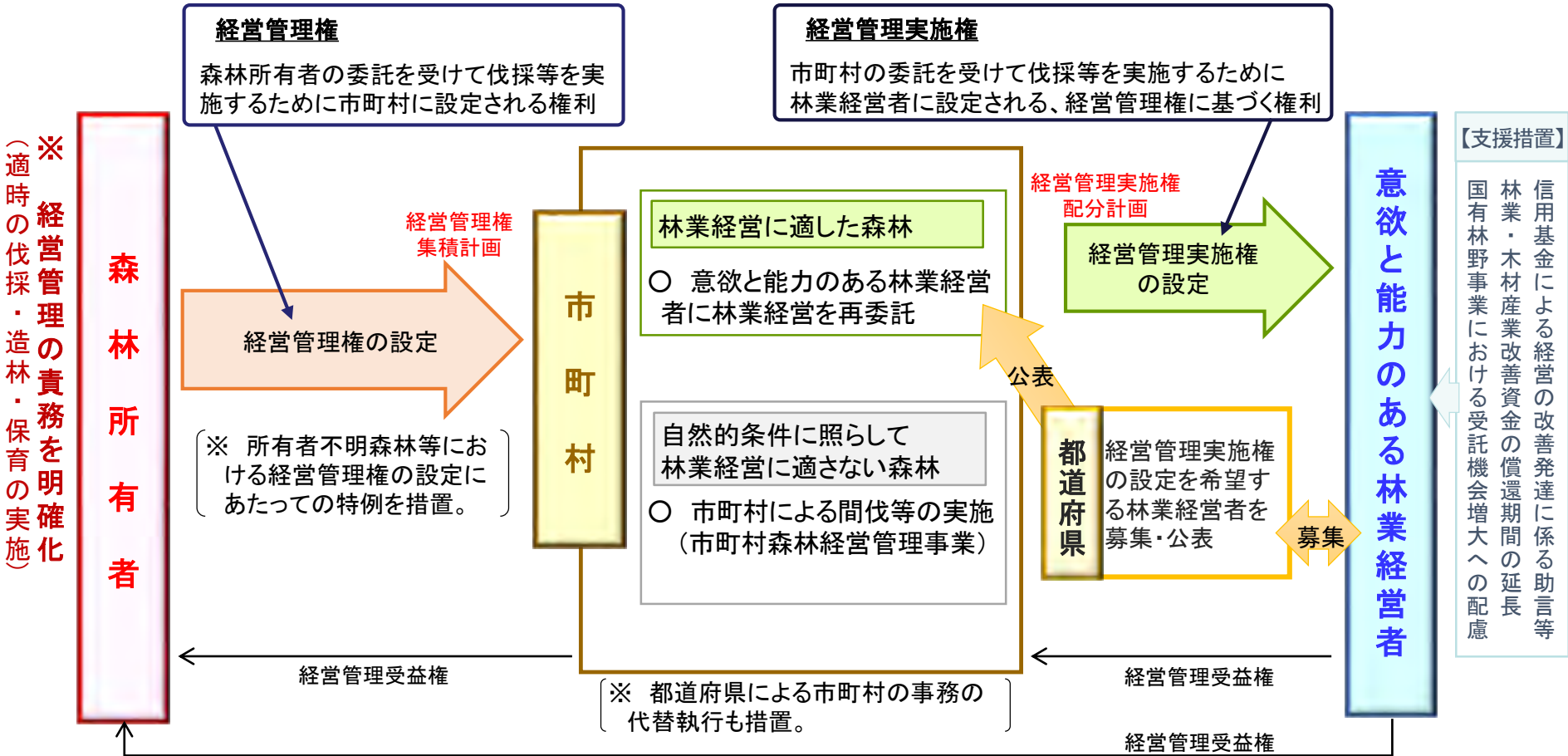
- ・ 農地バンクにより、担い手が借地で利用権を集積・集約化しつつあることを踏まえ、
- ・ 土地改良区のメンバーが所有者から利用者に円滑に交替できるようにする。
- ・ 土地改良区の水管理などに利用者の意向を反映しやすくする。

○ 農薬取締法改正法案 (P13)

- ・ 農薬の安全性の向上を図るため、国際的動向等を踏まえ、
- ・ 同一の有効成分を含む農薬の安全性等を定期的に再評価する制度を導入する。

新たな森林管理システム（森林経営管理法）の概要

- 以下の措置を基本とする新たな森林管理の仕組みを講ずる。
- ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、**森林管理の責務を明確化**するとともに
 - ② **森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託**する。
 - ③ **再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林**においては、**市町村が管理**を行う。



平成30年度税制改正の大綱(平成29年12月22日閣議決定)(抜粋)

○ 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

次期通常国会における森林関連法令の見直し(※)を踏まえ、平成31年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

(※今国会に森林経営管理法案を提出。)

1. 森林環境税(仮称)の創設 [平成36年度から課税] 2. 森林環境譲与税(仮称)の創設 [平成31年度から譲与]

納税義務者等: 国内に住所を有する個人に対して
課する国税

税 率: 1,000円(年額)

賦 課 徴 収: 市町村が個人住民税と併せて
賦課徴収

国への払込み: 都道府県を経由して全額を国の
譲与税特別会計に払込み

そ の 他: 個人住民税に準じて非課税の範囲、
減免、納付・納入、罰則等に関して
所要の措置

譲 与 総 額: 森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額

譲 与 団 体: 市町村 及び 都道府県

譲 与 基 準:

(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、
林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分
※私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按
分

使 途:

(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や
普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

使 途 の 公 表: インターネットの利用等の方法により公表

3. 制度創設時の経過措置

- 平成35年度までの間における森林環境譲与税(仮称)は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金により対応。
- 平成36年度から平成44年度までの間においては、森林環境税(仮称)の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

成長産業化に向けた改革の方向性

川上

川中

川下

原木生産の集積・拡大

【集約面積3割→5割】

意欲と能力のある林業経営者(※)の育成

- ・新たな森林管理システムによる経営管理の集積
- ・林地台帳の整備
(所有者情報の取りまとめ)
- ・高性能林業機械の導入支援
- ・重点的な路網整備
- ・素材生産業者の事業協同組合化や合併による出荷ロットの大規模化支援
(コンサル派遣など)

加工の生産性向上

【コスト2割削減】

製材工場、合板工場等の大規模化・高効率化



集成材工場(左)と製材工場(右)



木材の需要拡大・利用促進

○ 木材利用促進の環境整備

○ 外材からの代替需要の獲得

- ✓ 製材工場、合板工場等の大規模化・大ロット安定供給
- ✓ 技術開発・部材品質の向上

○ バイオマス利用の促進

○ 他資材からの代替需要の獲得

- ✓ 中高層建築物及び低層非住宅の拡大方策

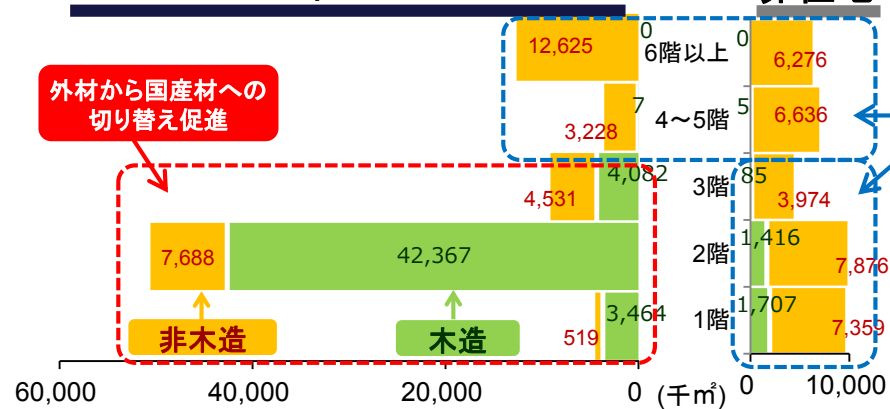
○ 輸出促進

- ✓ 高付加価値木材製品の輸出促進

階層別の着工建築物の床面積

住宅

非住宅



外材から国産材への切り替え促進

鉄・コンクリートから国産材利用を促進

資料：国土交通省「建築着工統計」(平成28年)
注：住宅とは居住専用建築物、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、非住宅とはこれら以外をまとめたものとした。

流通全体

流通全体の効率化

【コスト2割削減】

○ 簡素で効率的なサプライチェーンの構築

○ 関係者間での需給情報共有のための情報通信技術等新たな技術の活用

※意欲と能力のある林業経営者とは、高い生産性・収益性を有し、主伐後の再造林を適切に行うなど生産活動の継続性を有する者(素材生産業者、森林組合、自伐林家等)

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、意欲と能力のある林業経営者※を育成するとともに、**同経営体が集積することが見込まれる地域において、路網整備や高性能林業機械の導入を推進。**
- さらに、国有林において、長期・大ロットで立木の伐採・販売を行うことを可能とする法制度の整備を検討し、意欲と能力のある**林業経営者の育成を下支え。**

新たな森林管理システムによる経営管理の集積

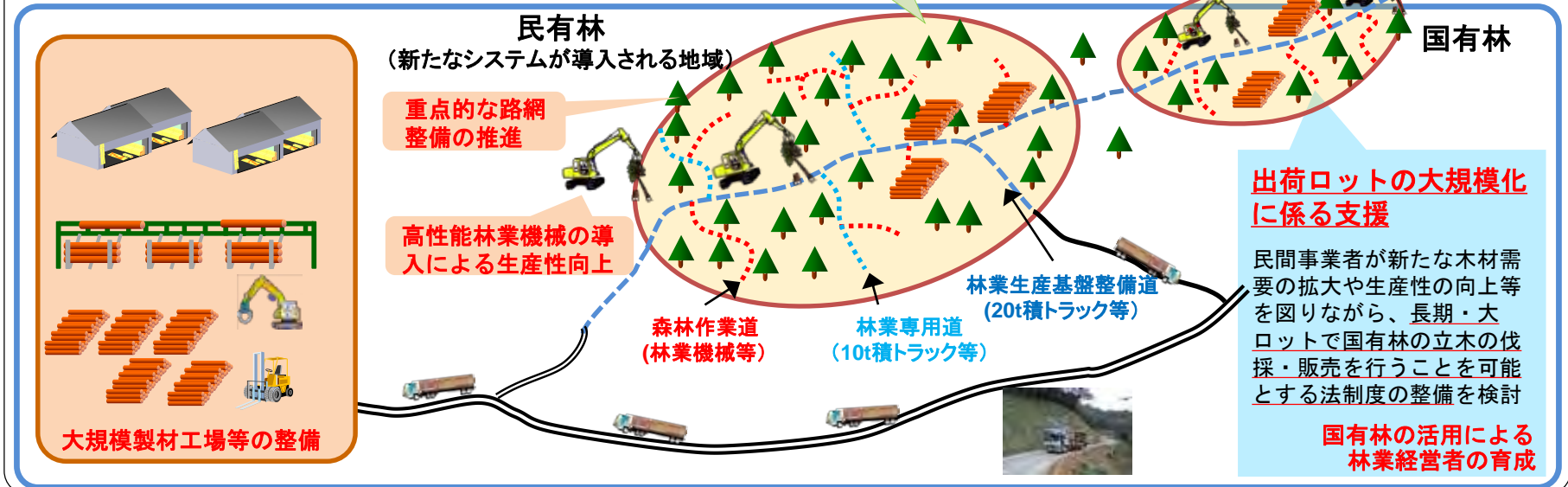


PDCAサイクル

これら施策については、立案・実行・確認・改善を図るPDCAを実行

意欲と能力のある林業経営者の育成

- ・ 林業・木材産業改善資金の償還期間の延長
- ・ 素材生産業者の事業協同組合化



※ 意欲と能力のある林業経営者とは、高い生産性・収益性を有し、主伐後の再生林を適切に行うなど生産活動の継続性を有する者(素材生産業者、森林組合、自伐林家等)

木材利用促進
の環境整備

【国産材利用方針の策定】

- **企業・ビルダー自らによる国産材の使用方針の策定**、公表、実施

【木材利用の喚起】

- 異業種の民間企業における**木材利用のネットワークづくり**

【森林環境譲与税(仮称)の活用】

- 都市部において**建築物の木造化、内装木質化**や**学校の机など**への木材利用の促進や普及啓発等へ活用

【木材利用の意義の広報】

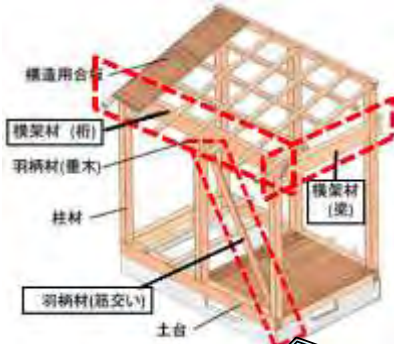
- 日本の「木の文化」の**国内外への発信**や、**木を活用した優良な取組の顕彰**等による**消費者理解の醸成**

【「木育」活動】

- **子どもへの森林に関する教育機会の提供**等

<低層住宅における需要拡大>

外材からの代替需要の獲得



- 横架材・羽柄材等の部材開発・普及支援

横からの力(曲げ)に弱い杉を梁などに利用できる技術の開発等

- 内装材や、フロア材等の技術開発・普及支援

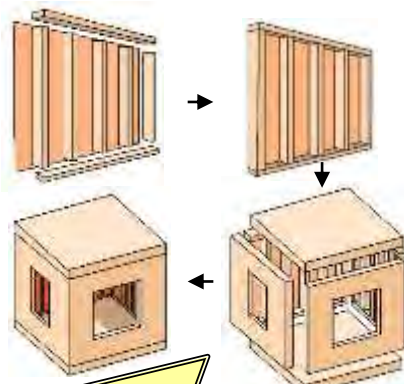


スギの表層圧密フローリング

横架材、羽柄材は国産材割合が低い

木造軸組工法

2×4工法(枠組壁工法)



枠組の部材は、ほとんどが外材

- 国産材2×4部材に関する技術開発・普及支援

強度にバラツキのあるスギ材から効率的に2×4部材を製造できる技術の開発等

<中高層建築物・低層非住宅建築物における需要拡大>

他資材からの代替需要の獲得



中高層建築物
(※建設中の鉄骨造+木造の混構造10階建て共同住宅)

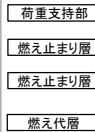


木造非住宅建築物
(※JAS構造材(2×4部材)を活用した商業ビル)

- 中大規模木造建築物の設計者の普及・育成



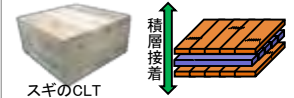
- 耐火部材の開発普及支援



・コスト削減
・断面の縮小化等

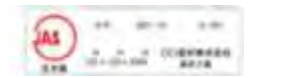
- 木質材料の開発に応じた建築基準の合理化などの見直し

- CLT等の中高層木造モデル実証支援等の利用拡大支援



スギのCLT

- 構造計算に対応できるJAS無垢材の普及支援



- 国産材2×4部材の利用拡大支援

バイオマス利用の促進

●山村地域において地域の森林資源をマテリアルやエネルギーとして持続的に活用する「地域内エコシステム」の実証・普及支援

地域の実情に応じ、F/S調査や地域協議会の立ち上げ・運営支援を行うとともに、小規模な技術開発・実証等を行う取組を支援することにより「地域内エコシステム」のモデルを構築。

—地域内エコシステムのイメージ—



●FIT制度における、燃料材調達コストに応じた固定買取価格の設定

国内森林・林業・木材産業への影響を注視しつつ、価格設定が適切に行われるよう調達価格算定委員会等における議論に参画。



輸出促進

付加価値の高い木材製品輸出拡大と新たな輸出先国の開拓

● 日本産木材製品の普及・PR支援

日本産木材製品の認知度向上のため、展示会への出展や海外での展示施設の設置、セミナーの開催等を実施。



モデル住宅による展示・PRや展示会への出展

● ターゲットを明確にした販売促進支援

日本産木材製品の輸出拡大のため、海外のバイヤー招へいや商談会により販売を促進。



● 企業連携による輸出体制を構築する取組支援

同業種や異業種の企業連携により、国内において、高度な加工技術に加え、スケールメリットと情報共有を活かし、輸出国のニーズを踏まえた付加価値の高い木材製品の輸出体制を構築。

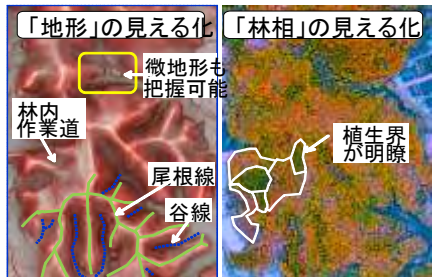
流通全体の改革

流通全体の効率化

- 各段階の改革を**マーケットイン**の考え方に基づき結びつけるために、川上から川下までの事業者の連携による**サプライチェーン構築**を目指す必要。
- そのため、流通の各段階における**事業者の「お見合いの場」**として、SC構築に意欲のある事業者による**SCM(サプライチェーンマネジメント)推進フォーラム**を設置し、ICTも活用した新たなSC構築に向けた**マッチング**を推進。
- 航空レーザ計測等による詳細な森林情報(立木、地形情報)の把握、**森林GISやクラウド**による資源、生産、需要情報の共有など、**先端技術を活用したスマート林業の実践的取組**を推進。

森林資源データの集積・活用

森林資源情報



航空レーザ計測による森林資源データ



新たなサプライチェーンの構築

森林所有者、森林組合、
素材生産事業者

生産者・生産位置・生産数量など

協定に基づき
原木供給

製材工場(製材・乾燥)

原木の需要量・供給量・粗製材後の寸法・強度など

協定に基づき
製品供給

プレカット工場

材寸・数量

長期契約に基づき
製品供給

ハウスメーカー・工務店

図面、材寸・数量



資本提携

ICTを活用した情報共有

素材生産現場におけるICTの実践的活用

素材生産現場



生産(施業)計画の作成・
森林所有者への提案



需給情報共有のためのプラットフォーム



ハウスメーカー・工務店

サイズ・用途別の需要情報

出荷情報

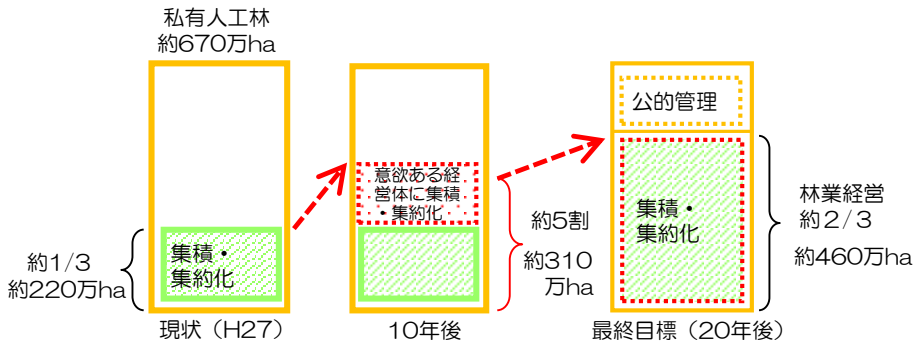
出荷

※品質ごとに納入先へ迅速に直送又は土場で引渡し



成長産業化に向けたKPIについて

□ 林業経営の集積・集約化による規模拡大



KPI①：集積・集約化

今後10年間で、私有人工林のうち林業経営を実施する森林として **集積・集約化された面積を5割に増加**

現状 約3割 ⇒ **10年後 約5割** ⇒ 将来 約7割
 (約220万ha) (約310万ha) (約460万ha)
 ※私有人工林：約670万ha

これを実現するための手段として、
 ⇒ 経営管理実施権の設定等

KPI②：路網整備

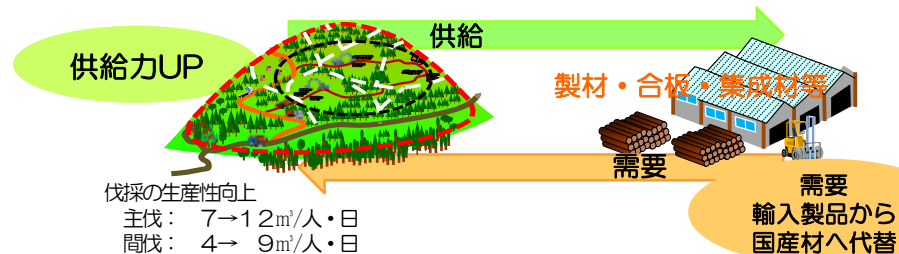
今後10年間で、私有人工林の5割（約310万ha）につき、**森林の管理等に必要な水準まで路網を整備**

現状 約15万km ⇒ **10年後 約24万km** ⇒ 将来 約32万km
 (約460万haを対象)

これを実現するための手段として、
 ⇒ 私有人工林路網開設延長 約9万km (9千km/年)

私有人工林310万haを重点に、
 現状35m/ha* ⇒ 64m/ha** (+29m/ha)
 ※推計 ※※緩傾斜地～急傾斜地の平均

□ 生産性の向上による国産材供給量の増大



KPI③：国産材供給量

私有人工林の林業経営を集積・集約化することにより、**経営対象面積の拡大(1.4倍)**、生産性の向上を通じ、**10年後に1.8倍に増加**、20年後に倍増以上を実現

現状1,500万m³ ⇒ **10年後2,800万m³** ⇒ 将来3,400万m³

これを実現するための手段として、
 ⇒ 機械化等による生産性の向上

(1.4倍(経営面積拡大) × 1.3倍(ha当たり搬出量増)
 = 1.8倍(供給量増))

KPI④：付加価値生産額

以上、3指標の目標が達成されれば、今後10年間で、**国産材供給量を1.8倍増加させ**、林業・木材産業のそれぞれの産業規模の拡大やコストの削減等により **林業全体の付加価値生産額を倍増**

現状2,500億円 ⇒ **10年後5,000億円** ⇒ 将来6,200億円

林業・木材産業の成長産業化に向けた改革の工程表

(※) 私有人工林に係るものに限る

	2018年度	2019年度	2020年度～	10年後
原木生産の 集積・拡大	森林経営 管理法 審議 → 施行準備	法に基づき、 集積・集約化 を推進		・ 私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積5割 ・ 私有人工林のうち5割につき、森林管理等に必要な水準 路網整備: 24万km 高性能林業機械: 1万台
	意欲と能力のある林業経営者のリスト化	意欲と能力のある 林業経営者 の育成促進		
	長期・大ロットで 国有林の立木の伐採・販売を可能とする法制度の整備 を検討	左記手法のパイロット的な展開		
	条件の良い人工林等に対する 路網整備 の重点化／ 高性能林業機械 の導入推進			
	市町村における登記情報の収集、台帳原案作成等	林地台帳本格運用	森林所有者情報 や 境界情報 の一元的な取りまとめ	
流通全体の 効率化	簡素で 効率的なサプライチェーン構築 に向けた体制整備 (SCM推進フォーラム設立等)	需給情報の共有のための新たな技術の活用 (データベース整備等による情報共有化)	簡素で効率的な先導的サプライチェーンの構築/コーディネーターの育成	簡素で効率的なサプライチェーン構築の全国展開/コーディネーターの活動支援
	製材工場、合板工場等の 大規模化・高効率化 等の推進支援/加工機械等の開発	簡素で効率的なサプライチェーンと連動した大規模化・高効率化等の推進支援/開発された加工機械の普及		
加工の 生産性向上	木材利用促進の環境整備に向けたビルダー等への働きかけ	企業・ビルダー等による国産材利用 の普及・定着		
	外材からの代替需要獲得 に向けた技術開発等 (横架材、国産材2×4部材の部材開発等)	横架材として利用できる部材の普及・定着 国産材2×4部材の供給拡大・普及		
	他資材からの代替需要獲得 に向けた技術開発等 (CLT建築物に取り組みやすい環境整備、木質耐火部材の開発等)	CLT建築物の普及・定着、 木質耐火部材の大臣認定仕様等の普及等		
	バイオマス利用促進に向けた 地域内エコシステム のモデルの構築			地域内エコシステムの 全国展開
	輸出促進に向けた 丸太から製品輸出への転換の推進 と新たな輸出先国の開拓		高付加価値木材製品の輸出拡大	
木材の需要 拡大・利用 促進				国産材供給量28百万m ³ / 林業全体の付加価値生産額500億円 建築用材の 国産材割合6割超 CLTの生産体制 50万m ³ /年

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。今後も食品流通の核として堅持。
- 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要。
- このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進。

法案の概要

1 卸売市場法の改正

- (1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた卸売市場に関する基本方針を定める。(第3条)
- 〔・業務の運営に関する事項 ・その他重要事項 ・施設に関する事項〕
- (2) 基本方針等に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、①から⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督する。(第4条から第14条まで)
- ① 売買取引の方法の公表 ⑤ 取引条件の公表
② 差別的取扱いの禁止 ⑥ 取引結果の公表
③ 受託拒否の禁止 ⑦ その他の取引ルールの公表(※)
(中央卸売市場のみ)
④ 代金決済ルールの策定・公表
- ※ 第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致等。卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる。
- (3) 国は、2(2)の食品等流通合理化計画に従って行われる中央卸売市場の整備に対し、予算の範囲内において、その費用の4/10以内を補助できる。(第16条)

2 食品流通構造改善促進法の改正

- (1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。(第4条)
- 〔・流通の効率化 ・品質・衛生管理の高度化
・情報通信技術等の利用 ・国内外の需要への対応〕
- (2) 農林水産大臣は、基本方針等に即し、食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画を認定する。(第5条)
- (3) 認定を受けた者は、農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の出資等の支援を受けることができる。(第7条から第26条まで)
- (4) 農林水産大臣は、食品等の取引状況について定期的な調査を行い、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、不公正な取引方法があると思料する場合には公正取引委員会に通知する。(第27条から第29条まで)
- ※ 上記の改正に伴い、題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要

背景

- (1) 全農地の約2割(93.4万ha)を占める相続未登記農地等は、共有者の探索等がネックとなり、農地の集積・集約化を阻害
- (2) 農作物栽培の効率化・高度化を図る観点から農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りしようとする、農地転用許可が必要となり、農地のまま設置することができない。

法律の概要

1. 相続未登記農地等の利用の促進

- (1) 所有者不明農地について、相続人の一人(固定資産税等を負担している者等)が農地中間管理機構に貸付けできるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度を創設
農業委員会による不明者の探索は、一定の範囲に限定
(基盤強化法第21条の2～第21条の4、農地法第32条)
- (2) 共有持分の過半を有する者の同意((1)のみなし同意を含む。)を得て、又は、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長
(基盤強化法第18条第3項第4号、農地法第39条第3項)

相続人の貸付け意向等

不明者の探索の要請【市町村】

探索・公示【農業委員会】

不明者のみなし同意

農用地利用集積計画の作成・公告
【市町村】

農地中間管理機構への利用権の設定

2. 底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い

- (1) 農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする。(農地法第43条、第44条)

【環境制御システムの導入】



施行期日

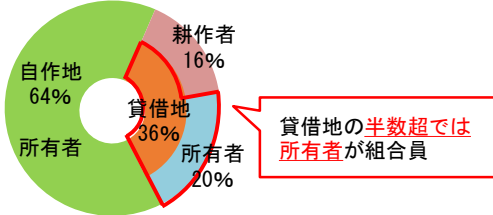
公布の日から起算して6月以内で政令で定める日

土地改良法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良区の中で土地持ち非農家が増加し、土地改良施設の維持管理や更新等が適切に行えなくなるおそれ。耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制に移行していくことが必要。
- 組合員数や職員数の減少により、土地改良区の業務執行体制が脆弱化する中で、適正な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化が必要。

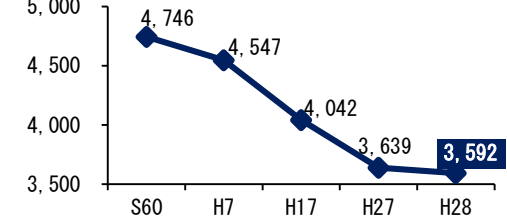
【自作地・貸借地と組合員の構成】



【農家と土地持ち非農家の戸数比】

(農家：土地持ち非農家)
9 : 1 (昭和60年) → 6 : 4 (平成27年)

【組合員数の推移】



法律案の概要

1. 土地改良区の組合員資格に関する措置

- 所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止（届出制の導入）（第3条）
- 農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格得喪通知の手続簡素化（第43条第3項）
- 貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに准組合員（※1）の資格を付与（第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条第2項）
※1 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べる事が可能。また、組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担することが可能。
- 理事の5分の3以上は原則として耕作者たる組合員（第18条第5項）
- 利水調整規程を策定し、利水調整をルール化（第30条第1項第2号及び第57条の3の2）
- 地域住民を構成員とする団体に施設管理准組合員（※2）の資格を付与（第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条の2）
※2 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べる事が可能。また、土地改良施設の管理への協力を求める事が可能。

2. 土地改良区の体制の改善に関する措置

- 総代会制度の見直し（第23条）
 - ・ 総代会の設置要件を組合員200人超から100人超に引下げ
 - ・ 総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止
 - ・ 総代の書面・代理人による議決権行使を導入
- 土地改良区連合の事業範囲を運営事務・附帯事業に拡大（第77条）
- 決算関係書類として、収支決算書に加え、原則として貸借対照表を作成し、決算関係書類の作成・公表に係る手続規定を整備（第29条の2）
- 監事のうち1人以上は原則として員外監事（第18条第6項）

背景

○ 農薬の安全性の向上

科学の発展により蓄積される、農薬の安全性に関する新たな知見や評価法の発達を効率的かつ的確に反映できる農薬登録制度への改善が必要

○ より効率的な農業への貢献

良質かつ低廉な農薬の供給等により、より効率的で低コストな農業に貢献するため、農薬に係る規制の合理化が必要

※ なお、農業競争力強化支援法においても、農薬に係る規制を、安全性の向上、国際的な標準との調和、最新の科学的根拠に基づく規制の合理化の観点から見直すこととされている。

目指す姿

国民にとって、農薬の安全性の一層の向上。農家にとって、①農作業の安全性向上、②生産コストの引下げ、③農産物の輸出促進。農薬メーカーにとって、日本発の農薬の海外展開の促進

法案の概要

1 再評価制度の導入

同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価を行う。また、農薬製造者から毎年報告を求めること等で、必要な場合には、随時登録の見直しを行い、農薬の安全性の一層の向上を図る。なお、現行の再登録は廃止する。

(第8条、第9条、第15条、第29条、旧第5条)

2 農薬の登録審査の見直し

(1) 農薬の安全性に関する審査の充実

①農薬使用者に対する影響評価の充実、②動植物に対する影響評価の充実、③農薬原体（農薬の主たる原料）が含有する成分（有効成分及び不純物）の評価の導入

(第3条第2項)

(2) ジェネリック農薬の申請の簡素化

ジェネリック農薬の登録申請において、先発農薬と農薬原体の成分・安全性が同等であれば提出すべき試験データの一部を免除できることとする。

(第3条第3項)

施行期日：公布日から6月以内（ただし、2（1）①及び②については、公布日から2年以内）